

令和7年度 全日本指定自動車教習所協会連合会事業報告

【概況】

1 指定自動車教習所の数と教習の実施状況

令和7年12月末現在、全指連会員の教習所数は1,223所で前年末より9所減少し、ピーク時であった平成3年(1,477所)と比べ、254所(約17.2%)減少した。

また、令和7年中の会員教習所卒業生数は147万6,669人で、対前年比-42人と微減ながらも4年連続の減少となり、ピーク時であった平成2年(261万2,961人)と比べると113万6,292人(約43.5%)の減少となった。

なお、警察庁統計によると、令和7年末現在の運転免許保有者数は8,151万369人で、前年と比べ23万1,934人減少した。

	卒業生数(令和7年)	対前年比
四輪車	124万7,882人	+1万7,276人 (約1.4%増)
二輪車	22万8,787人	-1万7,318人 (約7.0%減)
合計	147万6,669人	-42人 (微減)

2 各種の法定講習等と認定教育の実施状況(法定講習等に関する全国の数字は警察庁資料による。)

(1) 高齢者講習

令和7年中の高齢者講習の受講者数は402万5,601人で、前年と比べ15万1,829人(約3.9%)増加した。うち、75歳以上の高齢運転者に対する講習の受講者数は278万7,103人(高齢者講習の約69.2%)であった。

このうち、認定教育である高齢者講習同等課程の受講者数は334万3,020人で、全体の約83%を占め、前年と比べ19万405人(約6%)増加した。

また、全高齢者講習のうち、会員教習所(1,064所、前年比-7所)が実施した講習の受講者数は321万4,478人(全体の約96.2%)で、前年と比べ18万1,773人増加した。

なお、会員教習所が実施した臨時高齢者講習の受講者数は191人(全体の約41.1%)であった。

(2) 認知機能検査

令和7年中の認知機能検査(75歳以上の高齢運転者)の受検者数は280万9,442人で、前年と比べ15万6,151人(約5.9%)増加した。

このうち、会員教習所(1,033所、昨年比+2所)が実施した検査の受検者数は202万8,370人(全体の約72.2%)で、前年と比べ14万4,857人(約7.7%)増加した。

なお、臨時認知機能検査の受検者数は17万7,970人で、このうち、会員教習所(478所)が実施した検査の受検者数は5万4,826人(全体の約30.8%)であった。

(3) 運転技能検査

令和7年中の全国の運転技能検査の受検者数は15万6,513人で、このうち会員教習所(1,115所)が実施した検査の受検者数は12万1,004人(全体の約77.3%)で、前年と比べ1,837人(約1.5%)増加した。

(4) 初心運転者講習

令和7年12月末現在、初心運転者講習の指定講習機関として指定されている教習所数は835所で、前年より11所減少した。令和7年中の受講者数は1万3,297人で、前年より1,649人減少した。

このうち、会員教習所(736所)が実施した講習の受講者数は1万3,104人(全体の約98.5%)であった。

(5) 取消処分者講習

令和7年12月末現在、取消処分者講習の指定講習機関として指定されている教習所数は259所で、前年より30所減少した。令和7年中の受講者数は1万9,311人で、前年より89人(約0.5%)減少した。

このうち、会員教習所(243所)が実施した講習の受講者数は1万5,763人(全体の約81.6%)であった。

3 初心運転者の事故

指定自動車教習所卒業生に係る運転免許取得後1年以内の初心運転者の事故者率は、普通免許取得者については0.48%で、平成15年から22年連続で低下し、平成15年と比べ約4分の1近くにまで減少(-73.9%)しているが、最近はほぼ横ばいの状況となった。

	6年	5年	4年	3年	2年	元年	30年	29年	28年	27年
普通免許取得者	0.48	0.49	0.51	0.52	0.57	0.66	0.78	0.89	0.93	1.01
普通二輪免許取得者	0.50	0.49	0.51	0.53	0.56	0.65	0.73	0.83	0.92	0.95

【 主な事業の実施状況 】

第1 教習の充実と法定講習等各種講習の適正かつ効果的な推進

1 教習水準の一層の向上

令和7年7月22日に開催した教習及び業務デジタル化調査研究小委員会において、オンライン学科教習システム事業者5社に対して実施した「録画配信方式における双方向性の確保等に関するアンケート」の結果について検証を行い、いずれも通達の趣旨を理解し、適正な対応がなされていたことを確認した。

2 運転経歴証明書の利用によるSDカード取得の推奨及び推進

初心運転者事故防止対策推進奨励金制度について、2年目となる令和7年中の会員教習所における運転経歴証明書申請件数は573,532件で、前年より17,474件(2.96%)減少した。

3 各種競技大会の開催等

(1) 全国指定自動車教習所教習指導員技能研修大会の開催

令和7年6月19日・20日、鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、研修要素を採り入れて6年ぶりに開催し、全国の教習指導員50人(二輪28人、四輪22人)が参加した。実施結果を踏まえ、所要の見直しを行った上で、次年度以降も実施する方向で検討を進めた。なお、令和7年度から大会の主催が全指連に変更された(従前は本田技研工業(株)安全運転普及本部主催、全指連後援)。

(2) 全国指定自動車教習所学科教習競技大会の開催

令和7年10月30日、第16回全国指定自動車教習所学科教習競技大会を開催した。
なお、令和8年3月17日、教習教育委員会において大会の今後の在り方について審議され、その結果、大会の継続と研修会的な方向への見直し等、2～3年かけて順次新しい形を模索していくとの方針が示された。

4 各種資格取得等教習指導員のリスクリングを促すための対策等の推進

法定講習、ブラッシュアップ講習等の運転免許取得者に対する再教育の充実を図るため、安全運転中央研修所の新任運転適性指導員課程、現任運転適性指導員課程及び現任運転習熟指導員課程の入所者に対する助成を行った。令和7年度の助成金の支給額は、次のとおりである。

課程名	入所人員	支給額
新任運転適性指導員課程	35人	280万円
現任運転適性指導員課程	4人	20万円
現任運転習熟指導員課程(二輪・四輪)	53人	212万円
現任運転習熟指導員課程(四輪)	24人	48万円
現任運転習熟指導員課程(二輪)	0人	0万円
合計	116人	560万円

5 高齢運転者等に関する取組

(1) 高齢者講習における運転技能診断システムの普及・活用についての調査研究

高齢運転者の安全運転意識の醸成及びその運転寿命の延伸を目的に開発に取り組んだ「運転技能診断システム (Satry)」(トヨタ自動車及び新明工業が共同開発)の導入・活用について検討するため、「高齢者支援小委員会運転技能診断に関する調査検討部会」を4回開催したほか、実際にシステムを導入した校所からの意見を収集し、判断基準やレポートの内容などを繰り返し検討し、より効果的で使用感の高いシステムとした。導入校所は、4校所となっている。

(2) 高齢運転者支援指導員研修

高齢者講習指導員向けの『高齢運転者支援のハンドブック』(令和元年発行)の更なる活用を図るとともに、令和7年10月、高齢者講習に従事する高齢者講習指導員6人を対象に研修(3日間)を実施した。

また、高齢運転者支援士補の認定試験(第13回)を実施し、高齢運転者支援士補7名を認定した。

(3) 認定教育等の積極的な活用の促進

認定教育である高齢者講習同等課程等の料金について消費税が非課税とされたことなどを受けてその積極的な活用を促した(実施状況は、概況2(1))。

6 障害者の運転支援に向けた取組

(1) 障害者教習指導員研修

令和7年10月、障害者に対する教習に従事する教習指導員32人を対象に研修(3日間)を実施した。

(2) 発達障害者教習支援指導担当者研修

令和7年7月、発達障害者の教習を支援する教習指導員等実務担当者61人を対象に研修(3日間)を実施した。

(3) 高次脳機能障害者の運転再開支援に関する取組

令和2年4月に発行した『教習所職員のための高次脳機能障害者支援マニュアル』を活用し、会員教習所における高次脳機能障害者の運転再開支援の取組を進めた。

また、日本安全運転医療学会において、医師、作業療法士や教習指導員等相互の連携に資する学会認定士制度が発足したことから、その取得を促した。

(4) 運転補助装置の配備による障害者等の運転再開等に向けた支援

四肢及び体幹機能障害や高次脳機能障害等を持つ方々の運転再開及び運転免許取得に向けた支援事業として、障害者の教習に必要な運転補助装置59基を、(一社)日本損害保険協会が実施する「自賠責運用益拠出事業」の補助を受けて配備した。

7 外国人に関する取組

特定技能制度に伴ういわゆる「外免切替」の増加や外国人教習生への指導の在り方、外国籍教習指導員の活用等の国際化の進展に係る諸課題について調査検討するため、教習教育委員会の下に「外国人運転者に対する教習の在り方等に関する調査研究小委員会」を設置し、警察庁及び関係団体等と連携した取組の検討を開始した。

8 その他指導員講習の推進

(1) ブラッシュアップ講習指導員講習

ブラッシュアップ講習制度について、引き続き、実施教習所（現 204 所、前年比 ±0）を拡大するため、実務担当者研修会を 2 回開催し、計 23 人が受講した。

(2) 高速教習指導員研修

令和 7 年 11 月、自動車安全運転センター安全運転中央研修所に委託して、教習指導員 15 人を対象に研修（4 日間）を実施した。

9 各種教本の見直し、改訂等

次の教本等を作成・発行した。

- ① 『普通自動車第一種技能教習指導要領例』（新訂版）（令和 7 年 4 月発行）
- ② 『みんなを守る安全運転』（運転免許保有者講習用。改訂版）（令和 7 年 4 月発行等）
- ③ 『いつまでも安全運転を続けるために』（高齢運転者講習用。改訂版）（令和 7 年 4 月発行等）
- ④ 『指定自動車教習所実務必携』（改訂版）（令和 7 年 9 月発行）
- ⑤ 『指定自動車教習所の教習の標準』（令和 7 年 12 月発行）
- ⑥ 『指定自動車教習所業務指導の標準』（令和 7 年 12 月発行）
- ⑦ 『運転免許技能試験の実務必携』（令和 8 年 3 月発行）

このうち、特に②について、各種会議において購入の促進を呼びかけた。

（参考）

『いつまでも安全運転を続けるために』（高齢運転者講習用教本） 約 241 万部

『みんなを守る安全運転』（運転免許保有者講習用教本） 約 61 万部

第2 教習所の適切な運営管理

1 情報セキュリティ対策の推進

教習所業務のデジタル化を進めるに当たり、都道府県協会及び会員教習所において一定の情報セキュリティの水準の確保が必須であることから、引き続き、サイバーリスク保険（後掲5（3））への加入を促すなど、情報セキュリティ対策の取組を推進した。

2 設置者・管理者研修会の実施

(1) 設置者研修会

令和 7 年 7 月 15 日、新任設置者等 38 人を対象に実施した。

(2) 新任管理者研修会

令和 7 年 7 月 3 日・4 日、新任管理者、都道府県協会の新任専務理事等 149 人を対象に実施した。

3 指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）との連携

都道府県協会専務理事会議（後掲第5-7（7））と指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）支部事務局長会議との併催を行うなど、指公協との連携を推進した。

4 適正な個人情報保護の推進

個人情報保護委員会からの依頼を受けて各種の情報提供を行ったほか、個人情報保

護委員会による認定個人情報保護団体の対象事業者向け実務研修会の開催案内をするなど、個人情報保護委員会との緊密な連携に努めた。

5 教習所対象各種保険事業の推進

(1) 教習所業務実施中の事故に対する保険

教習所の管理下で発生する事故に係る賠償リスクに対応するため、(一財)全国中小企業共済財団(全共済)との連携により、次の保険の活用の促進に努め、その実績はそれぞれ次のとおりであった。

ア 指定自動車教習所総合補償保険

令和7年度末現在の加入教習所数は657所(前年度比-7所)で、同年度中の保険金支払い件数は322件(前年度比-94件)、支払い金額は約3,806万円(前年度比-約1,986万円)であった。

イ 運転免許取得者教育見舞金保険

令和7年度末現在の加入教習所数は748所(前年度比-25所)で、同年度中の見舞金支払い件数は11件(前年度比+2件)、支払い金額は29万円(前年度比+11万円)、傷害保険金支払い件数は16件(前年度比+10件)、支払い金額は約730万円(前年度比+約594万円)であった。

(2) 教習所職員用保険

教習所職員の福利厚生対策として、全共済等との連携により、生命共済等各種共済保険の効果的な運用に努めた。

(3) サイバーリスク保険

教習所が、不正アクセス、ウイルス感染等によるサイバー攻撃を受けた場合の損害賠償と損害費用を補償する「全指連 サイバーリスク保険制度」を全共済と連携して開発し、令和5年10月から運用を開始して活用の促進に努めた。

(参照)「全指連 サイバーリスク保険制度」発足のご案内について(令和5年8月22日付け全指連発第139号)

(4) 会員教習所向け損害保険団体制度

会員教習所、都道府県協会等の役職員及びその家族を対象とした任意保険制度である「損害保険団体制度(集団扱)」(三井住友海上火災保険(株))への加入・活用の促進に努めた。

(参照)「会員教習所向け損害保険団体制度(集団扱)発足のご案内」(令和5年8月31日付け全指連発第162号)

第3 教習所の事業発展のための施策の推進

1 指定自動車教習所業務のデジタル化の推進

指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等に関する規制改革推進会議の中間答申(令和8年2月26日)を受けて、技能教習の一部について、遠隔技能教習(指導員が教習車両に同乗することなく遠隔で複数の教習生を指導する技能教習をいう。)を行うことができるか否かなどについて検討すべく調査研究委員会を立ち上げ、警察庁、学識経験者及び関係事業者等と連携して検討を開始した。

また、録画配信方式によるオンライン学科教習における指定自動車教習所の負担軽減のための一部見直しを内容とする「指定自動車教習所におけるオンラインによる学

科教習の留意事項について（通達）」（令和8年3月23日付け警察庁丁運発第58号）が、警察庁運転免許課から示達されたことを受け、会員校所に周知を行った。

2 指定自動車教習所における人材確保・活用のための取組の推進

（1）ガイドラインの策定・普及等

ア 人材活用

令和7年7月7日に開催した働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会において審議した、「人材活用のあり方に関する調査・研究報告書～指定自動車教習所における人材活用ガイドライン～」を、7月31日に公表した。また、9月に冊子を作成・配付し、アンケート調査を実施した。

イ ダイバーシティ経営の促進

（ア）高齢者

令和7年6月2日に開催した指定自動車教習所業高齢者雇用推進委員会において策定した「指定自動車教習所業における高齢者雇用推進に向けたガイドライン～高齢教習指導員のさらなる活躍のために～」について、9月に冊子を作成・配付し、アンケート調査を実施した。

（イ）女性

女性活躍推進調査研究小委員会において策定した「2025年3月 女性活躍推進調査研究小委員会報告書 女性教習指導員・検定員のさらなる活躍にむけて」を、令和7年4月30日に公表した。また、9月に冊子を作成・配付し、アンケート調査を実施した。

（2）指定自動車教習所の広報の一層の推進

指定自動車教習所の広報の一層の推進に向けた具体的な取組について検討を行った。

（3）都道府県協会における人材確保に向けた取組

北海道協会において、働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）を活用して行った、人材確保に向けた広報活動の取組を紹介するなどして、都道府県協会において、当該助成金の活用等により、人材確保に向けた取組を推進することを推奨した。

（参照）「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の活用事例について」（令和8年2月26日付け全指連発第40号）

3 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究への的確な対応

自動二輪免許に係る AT 体験教習における使用車両の見直しに関する実験教習を、令和7年7月から令和8年3月までの間に3所で行った。

また、次の要望項目について検討の結果、それぞれ記載の措置がなされた。

（1）第二種免許に係る「鋭角コースの通過」及び「方向変換及び縦列駐車」の第二段階での実施

「指定自動車教習所教習の標準について（通達）」（令和7年6月18日付け警察庁丙運発第209号）により、第二段階の教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができることが定められた。

（2）大型・中型仮免許を受けている者に係る第一段階の教習の省略について

令和7年6月18日に公布された「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」

に基づき、準中型仮免許又は普通仮免許所持で入所したものと同一ように、第一段階の教習を省略して第二段階から教習を行うことができることが定められた。
なお、本調査研究については、2月28日に開催された第3回委員会において令和8年度以降も検討項目に追加又は修正を加えたいと、継続することが決定された。

4 普通第二種免許の教習に関する取組

令和7年6月18日、普通第二種免許等に係る新たな教習方法等が定められた「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されたことに伴い、警察庁交通局長通達が発出され、9月1日から施行されたことを受けて、その適正かつより効果的な実施が図られるよう努めた。

(参照)「普通第二種免許等に係る新たな教習方法等が定められた「指定自動車教習所の教習の標準について(通達)」等の発出について」(令和7年6月23日付け全指連発第94号)

5 税制・助成金等の活用の促進

(1) 中小企業経営強化税制の活用の促進

中小企業経営強化税制の適用により、生産性向上の要件を満たす対象設備を取得した場合には、初年度における即時償却又は税額控除を受けることができることから、全指連において、令和7年度中、対象設備が生産性向上の要件を満たすことを証する証明書を計25通発行し、当該税制の活用の促進を図った。

(2) 経営支援施策に関する情報発信

税制対策・経営支援調査研究小委員会において、経営支援施策について調査研究を行い、令和8年2月、『自動車学校のための助成・優遇制度活用ハンドブック』(令和7年度版)を発行した。

(3) 大型AT免許等に係る教習車両導入に関する負担軽減措置の検討

「指定自動車教習所を応援する議員連盟」の第11回会議(後掲8)において、大型AT免許等に係る教習車両導入に関する負担軽減措置について要望するなどしたところ、令和7年度補正予算により、国土交通省における中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)において、「大型免許取得に資する教習所の環境整備に係る経費を支援すること」が盛り込まれた。

6 教習ローン制度の適正な活用

(株)オリエントコーポレーション及び(株)ジャックスと連携を図り、教習ローン制度の適正な活用の促進に努めた。

令和7年度中の利用件数は1,321件、利用額は約3億2,398万円であった。

7 手数料と委託料の乖離是正に関する取組の推進

高齢者講習、仮免許事務等の委託契約に関する実態調査を行い、調査結果を都道府県協会及び警察庁に情報提供するなど、手数料と委託料との乖離是正に向けた取組を推進した。この結果、令和7年度においては34道県において、仮免許事務の委託料について増額措置が講じられた。

8 「指定自動車教習所を応援する議員連盟」との連携

令和7年6月16日、衆議院第一議員会館において、「指定自動車教習所を応援する

議員連盟」の第 11 回会議が開催された。全指連会長及び専務理事が出席し、7 人の全指連理事が会議を傍聴した。会議では、役員を選任がなされた後に、専務理事から次の要望事項について説明を行った。

- (1) 教習指導員資格等の年齢要件の引下げについて
- (2) 大型 AT 免許等に係る教習車両導入についての負担軽減措置について
- (3) 指定自動車教習所における仮免許関係事務の全面的な実施について
- (4) 外国人の増加に対応した指定自動車教習所における学科及び技能教習等の活用について
- (5) 成人年齢に達した希望する高校 3 年生の早期運転免許取得について

第4 交通安全教育その他公益活動の推進

1 交通安全関係機関・団体との連携による活動

(1) 交通安全活動の推進

令和 3 年 3 月に決定された第 11 次交通安全基本計画の周知を図るとともに、全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンに参加するなど、交通安全関係機関・団体との連携による活動等を推進した。

(2) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所との緊密な連携

ア 高速教習指導員研修の実施の委託（前掲第 1-8（2）参照）

イ 安全運転中央研修所実技教官候補者の推薦

自動車安全運転センターからの推薦依頼に基づき、都道府県協会に対し適任者の推薦を依頼した。都道府県協会からの推薦により、実技教官 3 人の採用が内定した。

ウ 入所者募集に係る協力

安全運転中央研修所における教習所関係の各種研修課程の予約空き情報を、毎月、会員教習所に提供するなど、入所者募集に係る必要な協力を行った。

エ 教習指導員（普通）課程の効果的な運用

安全運転中央研修所において令和 7 年度、合計 11 回 363 人を対象に行われた。自動車安全運転センターと連携し、その効果的な取組を推進した。

オ 福岡県における「運転技能検査員・高齢者講習指導員課程」の試行実施

自動車安全運転センターは、令和 7 年 6 月から 12 月までの間に 3 回（1 回あたり 2 日間）、福岡県内の教習所において運転技能検査員・高齢者講習指導員課程を試行実施し、九州各県の教習指導員等 97 人が参加した。

2 地域における交通安全教育センターとしての活動

会員教習所が、「指定自動車教習所広報月間」、「指定自動車教習所の日」（6 月 25 日）や「教習所の日開放」と連動して幼児、高齢者等に対する交通安全講習会の開催等地域における交通安全教育センターとしての活動を推進するよう促し、交通安全思想の普及を図った。

3 交通安全教育に関する研究会、講演会等への参加

次の研究会、講演会等に参加した。

開催日	会合名
令和 7 年 8 月 1 日・2 日	日本交通心理学会創立 50 周年・第 90 回記念大会

令和7年9月30日	(一社) 日本自動車会議所第311回会員研修会
令和7年10月2日	(公財) 交通事故総合分析センター 第28回交通事故・調査分析研究発表会
令和7年11月18日	自動車安全運転センター創立50周年記念シンポジウム
令和7年11月19日	(一社) 日本自動車会議所「道路・交通委員会」講演会
令和7年11月28日・29日	日本安全運転医療学会学術集会
令和7年12月11日	(一社) 日本自動車会議所第312回会員研修会
令和7年12月15日	(公財) 国際交通安全学会 シンポジウム
令和8年3月27日	(一社) 日本自動車会議所第313回会員研修会
令和8年3月30日	(一社) 日本自動車会議所「道路・交通委員会」講演会

第5 全指連としての適切な業務運営

1 全指連の運営体制等に関する規程の整備

(1) 個人情報保護規程

全指連個人情報保護実施要領を業務執行上の規程に位置づけて制定することとし、令和7年5月の理事会の決議を経て、6月1日から施行した。

(2) 特別会員規程

令和7年10月の理事会の決議（みなし決議）を経て特別会員に係る本規程を制定することとし、令和8年1月1日から施行した。令和7年度末現在の特別会員は団体会員14 団体、個人会員1名である。

(3) 職員給与規程、職員退職金支給規程、在宅勤務規程及び福利厚生規程

全指連の業務運営を適切に行うため、これらの規程を改正・制定することとし、令和8年3月の理事会の決議を経て、4月1日から施行した。

2 各種情報の収集・伝達

実態調査自動集計システムを活用して、教習所の規模等の基本情報を収集し、教習所関係統計を作成・提供するとともに、全指連ホームページの会員向け情報のページにおいて、引き続き情報の更新を行い、全指連から発出する通知等の各種情報を都道府県協会及び会員教習所に迅速に伝達した。

3 指定自動車教習所の広報

(1) 「指定自動車教習所広報月間」の実施

令和7年6月の1か月間を「指定自動車教習所広報月間」とし、指定自動車教習所シンボルマーク及び「指定自動車教習所の日」（6月25日）の広報を行ったほか、ホームページ、広報パンフレット「指定自動車教習所」及び機関誌「自動車学校」による広報を行った。

(2) 広報パンフレット「指定自動車教習所」の活用

各種の行事や部外の関係者に対する説明の機会等をとらえて配付し、指定自動車教習所への理解の促進に努めた。

(3) 機関誌「自動車学校」（月刊）の充実

その内容の充実を図るとともに、編集方針、内容等について必要な見直しの検討を行った。また、毎月、約8,560部を会員教習所に無償配付した。

- (4) 情報誌『gear change ギア・チェンジ』の発行
編集委員会を3回開催し、令和8年1月、「gear change ギア・チェンジ (vol.8)」を発行して会員教習所に配付した。
- (5) 指定自動車教習所検索ポータルサイトの活用
教習所入所希望者や高齢者講習、障害者教習等の利用者の利便性に資するため開設した指定自動車教習所検索ポータルサイトの活用促進を図った(令和8年3月末現在の登録教習所数は、295所)。
このほか、全指連としての広報活動の在り方について見直しを図るべく、検討を開始した。

4 災害被害を受けた教習所に対する見舞金の贈呈

災害による被害を受けた会員教習所に対して、「台風・地震等災害見舞金基準」に基づき、10所に見舞金29万円を贈呈した。

5 安定した運営基盤の確立に向けた取組

- (1) 全指連の法人税課税の見直し（普通法人化）
法人課税の在り方に関し、法人税法における全指連の法人区分を「非営利性が徹底された法人」から「普通法人」に変更することとし、令和7年6月の総会において全指連定款を一部改正し、令和8年度から「普通法人」に移行することを決定した。
- (2) 資産の有効活用
資産運用小委員会を設置し、同委員会の答申を踏まえて、残存期間1年から10年の日本国債11種類、額面で4億5,000万円を購入した。実質購入額は約4億4,950万円、10年間の収益は税の源泉徴収後で約2,680万円（このうち令和7年度の利子収入は、同じく約200万円）となった。これにより、安定した財政基盤の確立に努めた。

6 第58回指定自動車教習所全国大会の開催

令和7年11月11日、第58回指定自動車教習所全国大会を開催した。

来賓として、警察庁長官、交通局長及び運転免許課長並びに指定自動車教習所を応援する議員連盟会長の平沢勝栄衆議院議員、幹事長の田中和徳衆議院議員及び事務局長の井上貴博衆議院議員に列席いただいた。

表彰者数と受賞参加者数は、次のとおりである。

表彰名		表彰者数	参加者数
警察庁長官・全指連会長連名表彰	教習功労者	5名	5名
	教習業務功労者	5名	5名
全指連会長表彰	永年役員	11名	5名
	優良教習所	40所	33所
	教習功労	13団体	12団体
	教習推進者	97名	63名
	優良職員	244名	156名
計		415名・団体	279名・団体

7 各種会議の開催

次のとおり開催した。

(1) 総会

開催日	議案	報告
令和7年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度決算報告 役員(理事・監事)の選任 全指連定款の改正案(第5-5(1)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事業報告 令和7年度事業計画及び予算

(2) 理事会

開催日	議案	
令和7年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 定時総会の開催、令和6年度事業報告及び決算報告 全指連定款の改正案 全指連個人情報保護規程の制定案(第5-1(1)参照) 	
令和7年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 会長、副会長及び専務理事の選定 顧問及び参与の委嘱 	
令和7年10月31日 (みなし決議)	<ul style="list-style-type: none"> 全指連特別会員規程の制定案(第5-1(2)参照) 	
令和8年3月24日	議案	報告
	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度事業計画案及び予算案 全指連の職員給与規程、職員退職金支給規程及び在宅勤務規程の改正案並びに福利厚生規程の制定案 特別会員の承認 	<ul style="list-style-type: none"> 全指連の資産運用状況

(3) 監事会

令和7年5月15日、令和6年度事業報告及び決算報告を了承。

(4) 会長副会長会

開催日	報告
令和7年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> 理事会に付すべき議案等
令和7年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 第58回指定自動車教習所全国大会実施要綱案 全指連特別会員規程の制定案 令和7年度(4~9月)業務推進状況等
令和8年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> 理事会に付すべき議案

(5) 専門委員会等

ア 総務委員会

開催日	議 題
令和7年5月20日	・ 理事会に付すべき議案等
令和7年10月7日	・ 第58回指定自動車教習所全国大会実施要綱案 ・ 全指連特別会員規程の制定案 ・ 令和7年度(4～9月)業務推進状況 等
令和8年3月10日	・ 理事会に付すべき議案等

(資産運用小委員会)

令和7年8月6日、特定資産の運用管理に関する答申について審議。

イ 経営委員会

令和8年2月10日、指定自動車教習所における人材活用支援パッケージの取組等について報告。

(働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会)

令和7年7月7日、「人材活用のあり方に関する調査・研究報告書～指定自動車教習所における人材活用ガイドライン～」について審議。(第3-1(1)ア参照)

(税制対策・経営支援調査研究小委員会)

令和7年12月22日、『自動車学校のための助成・優遇制度活用ハンドブック』(令和7年度版)について審議。(第3-5(2)参照)

ウ 教習教育委員会

開催日	審議事項・報告
令和7年9月16日	・ 教習指導員技能研修大会の実施結果等について報告
令和8年3月17日	・ 学科教習競技大会の今後の在り方について審議(第1-3(2)参照)

(教習及び業務デジタル化調査研究小委員会)

令和7年7月22日、第11回委員会を開催し、オンライン学科教習の実施状況、AI教習システムに関する現状等について審議。(第1-1参照)

(教習調査研究小委員会)

令和7年10月16日、第37回委員会を開催し、学科教習カリキュラムに関して、警察庁及び学科教本出版業者への追加・変更の要望項目等について審議。

(外国人運転者に対する教習の在り方等に関する調査研究小委員会)

令和8年3月9日、第1回委員会を開催し、外国人ドライバーに対する教習の実態及び外国籍指導員の在留資格要件に関する諸問題等、今後の検討事項について審議。(第1-7参照)

(6) 指定自動車教習所業高齢者雇用推進委員会

開催日	審議事項
令和7年6月2日	・ 「指定自動車教習所業における高齢者雇用推進に向けたガイドライン～高齢教習指導員のさらなる活躍のために～」について審議。(第3-2(1)イ(ア)参照)
令和8年1月23日	・ 令和7年度指定自動車教習所業高齢者雇用推進事業報告書案について審議

(7) 都道府県協会専務理事会議

令和7年10月29日。内賞授与、各都道府県協会からの事例発表及び当面の課題についての説明等。

8 公認会計士のアドバイザリー業務

令和8年2月17日、4月3日及び4月24日、令和7年度の経理に対する公認会計士によるいわゆるアドバイザリー業務（スポット監査）が行われたが、指摘事項はなかった。